

平成10年2月4日

司法修習生に対して給与が支給される根拠と裁判所法67条2項の改正の趣旨について

法 務 省

- 1 戦後の新憲法の下においては、法曹一体の要請から、法曹養成制度が統一され、裁判官、検察官又は弁護士いずれを志望するにせよ、司法修習生として少なくとも2年間同じ司法修習を経なければならないものとされた。これは、国が責務として、民主国家の実現のため、裁判官及び検察官の志望者だけでなく弁護士志望者に対しても、それらの職責の重要性に鑑み、司法修習生を、将来の日本の司法を支えるべき人材として養成すべきものであるとの考えに立つものであり、このような国の責務としての法曹養成の一環として、司法修習生に対しては、その修習期間中、給与が支給されることとなったものである（裁判所法67条2項）。
- 2 ところで、現在、修習生に対する給与については、所定の2年間の修習期間のみならず、その修習期間経過後も、例えば、二回試験を受験したが合格留保となった者に対しては、追試により合格して修習を終了するまでの間、これが支給されている。
- 3 しかし、司法修習生に対する国庫からの給与の支給の根拠が上述したところにある、国は、司法修習生において法曹として求められる水準に到達するのに必要な一定の修習内容・期間を定めて修習をさせ、国民の負託を受けて国として行なうべき法曹養成の責務を果たしているものである以上、その一定の期間内において所定の課程を履践しながら、当然に到達すべき水準に達し得なかった者、すなわち自己の責任により合格留保となった者等に対して、その後においてもなお給与の支給を続けることは必ずしも国民の負託にこたえるものとはいえない。そこで、今回の改正により、上記1の司法修習生に対する給与支給についての考え方自体はこれを当然に維持しつつ、国が法曹養成におけるその責務を果たす限度において、すなわち、最高裁判所が修習のため通常必要な期間として定める期間内においてのみ給与の支給を行うこととするものである。なお、通常必要な期間とは、具体的には、司法修習のカリキュラム開始日から終了日までの期間をいう。